

議 第 50 号

令和 4 年 2 月 16 日提出

熊本市新型コロナウイルス感染症金融対策基金条例の一部改正について

熊本市新型コロナウイルス感染症金融対策基金条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市新型コロナウイルス感染症金融対策基金条例の一部を改正する条例

熊本市新型コロナウイルス感染症金融対策基金条例（令和 2 年条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「、第 1 条に定める目的のための費用に充てるものとし、剰余金のある場合には」を削る。

附則第 2 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

熊本市新型コロナウイルス感染症金融対策基金の設置期間の延長等を行うため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。